

# 富山市入札公告第107号

## 入札公告

(仮称)水橋地区義務教育学校整備事業について、次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年10月7日

富山市長 藤井 裕久

### 1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 事業名 (仮称)水橋地区義務教育学校整備事業
- (2) 事業場所 富山市水橋中村地内
- (3) 事業概要 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき実施する。入札参加者は、開札及び審査の結果、落札者となった場合は、仮契約締結の日までに、本事業の実施を目的とする特別目的会社(以下「SPC」という。)を会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として設立し、PFI手法(BTO方式)により次の業務を行う。
  - ア 統括管理業務
  - イ 設計業務
  - ウ 工事監理業務
  - エ 建設業務
  - オ 既存施設解体撤去・杭撤去業務
  - カ 什器備品調達・引越業務
  - キ 維持管理業務
- (4) 事業期間 本契約締結の日から令和23年3月31日まで
- (5) 予定価格 10,758,600,000円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

### 2 入札参加者に必要な資格

- (1) 入札参加者の構成企業及び協力企業 入札参加者は、構成企業及び

協力企業により構成されるものとし、参加表明書の提出時に構成企業及び協力企業の企業名並びにそれらが関わる業務について明らかにするものとする。なお、構成企業及び協力企業の定義は次のとおりである。

ア 「構成企業」とは、SPCに対して出資をする者で、SPCが直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者とする。

イ 「協力企業」とは、SPCに対して出資を行わない者で、SPCが直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者とする。

## (2) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、本事業について次の業務を実施する企業が構成企業又は協力企業として含まれるグループとしなければならない。

(ア) 本事業の統括管理業務を行う企業（以下、「統括管理企業」という。）

(イ) (仮称)水橋地区義務教育学校（以下、「本施設」という。）及び旧富山県立水橋高等学校（以下、「既存施設」という。）の設計業務を行う企業（以下、「設計企業」という。）

(ウ) 本施設の建設業務及び既存施設解体撤去・杭撤去業務の工事監理を行う企業（以下、「工事監理企業」という。）

(エ) 本施設の建設業務を行う企業（以下、「建設企業」という。）

(オ) 既存施設解体撤去・杭撤去業務を行う企業（以下、「解体企業」という。）

(カ) 什器備品調達・引越業務を行う企業（以下、「什器備品調達・引越企業」という。）

(コ) 本施設の維持管理業務を行う企業（以下、「維持管理企業」という。）

イ 複数業務の参加資格要件を満たすものは、当該複数業務を行うことができる。ただし、建設企業、解体企業及びこれらと資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を兼務することはできない。

ウ 入札参加者は、構成企業の中から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定めるものとする。

エ 代表企業の出資比率は、出資者の中で最大でなければならない。

代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の50パーセント未満でなければならない。

(2) 入札参加者の参加要件等 構成企業及び協力企業の参加要件は、次のとおりとする。

ア PFI法第9条の規定に該当しない者であること。

イ 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けてない者であること。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。

- キ 平成18年4月30日以前に会社法（平成17年法律第86号）の施行に伴う改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ク 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされていない者であること。
- ケ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- コ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けていない者であること。
- サ 本市が本事業についてアドバイザー業務を委託する株式会社三菱総合研究所並びに同企業が当該アドバイザー業務において提携関係にある渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、株式会社俊設計又はこれらの企業と資本若しくは人事において関連がある者でないこと。
- シ （仮称）水橋地区義務教育学校整備事業PFI事業者選定委員会の委員と資本又は人事において関連がない者であること。なお、実施方針公表日以降に、本事業について当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ス 本市税及び国税を滞納していない者であること。
- セ 入札参加者（構成企業及び協力企業）のいずれかで、他のグループの構成企業又は協力企業として参加していない者であること。ただし、本市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他のグループの構成企業又は協力企業が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
- ソ 富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第6条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- タ 入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、SPCを富山

市内に設立すること。なお、S P Cを事業予定地内に設立することはできない。

- (3) 各業務を実施する企業の入札参加要件等 代表企業及び構成企業は、本市の入札参加資格業者名簿に登録されていなければならない。なお、協力企業は必ずしも本市の入札参加資格業者名簿に登載された者である必要はない。また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち、設計業務、工事監理業務及び建設業務の各業務を行う者（事業者が設立するS P Cからこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ次の要件を満たさなければならない。

ア 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す(ア)の要件については、全ての企業が満たし、(イ)の要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

(ア) 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間に、延べ面積3,000平方メートル以上の官公庁が発注した小学校、中学校（小学校及び中学校の併設校を含む）または義務教育学校いずれかの新築または改築の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有する者であること。

イ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す(ア)の要件については、全ての企業が満たし、(イ)の要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

(ア) 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間に、延べ面積3,000平方メートル以上の官公庁が発注した小学校、中

学校（小学校及び中学校の併設校を含む）または義務教育学校いずれかの新築または改築の工事監理実績を有する者であること。

ウ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。また、主たる営業所の所在地が富山市内にある企業を少なくとも1社含めること。

(ア) 建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間に、延べ面積1,000平方メートル以上の官公庁が発注した小学校、中学校（小学校及び中学校の併設校を含む）または義務教育学校いずれかの新築又は改築の建築一式工事（新築又は改築）を元請（共同企業体にあつては代表者に限る。）で施工した実績（竣工したものに限る。）を有する者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局 富山市教育委員会事務局学校再編推進課

〒930-8510 富山県富山市新桜町6番15号

電話番号 076-443-2241

ファックス番号 076-443-2194

電子メール gakkousaihen@city.toyama.lg.jp

(2) 入札説明書、契約条項等の公表 令和4年10月7日に本市ホームページにおいて入札説明書、契約条項案等を公表する。

(3) 入札説明書、契約条項等に関する質問及び回答 入札説明書、契約条項案等の内容に関する質問を次のとおり、受け付ける。

ア 受付期間 (第1回) 令和4年10月7日から同年10月25日  
午後5時まで

(第2回) 第1回質問への回答の日から同年11月  
25日午後5時まで

イ 受付方法 電子メールにより提出すること。電話又は口頭による

質問は、受け付けない。

ウ 回答 (第1回) 令和4年11月中旬に本市ホームページにおいて公表する。

(第2回) 令和4年12月中旬に本市ホームページにおいて公表する。

なお、意見に対する回答は行わない。

(4) 参加表明書及び資格審査に関する書類の受付期間、場所及び方法

ア 受付期間 令和4年12月19日から同月23日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 提出書類 入札説明書を参照すること。

ウ 提出場所 富山市教育委員会事務局学校再編推進課

エ 提出方法 持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、受付期間中に必着とすること。

(5) 提案審査に関する書類の受付期間、場所及び方法

ア 受付期間 令和5年1月23日から同月27日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 提出書類 入札説明書を参照すること。

ウ 提出場所 富山市教育委員会事務局学校再編推進課

エ 提出方法 持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、受付期間中に必着とすること。

(6) プレゼンテーション等の実施 入札参加者に対し、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年3月中旬(予定)

イ 場所 決定後、入札参加者に連絡する。

4 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者に必要な資格のない者が提出した入札

(2) 事業名及び入札金額のない入札

(3) 入札参加者の記名及び押印がなく、又は判然としない入札

(4) 事業名に誤りのある入札

(5) 入札金額の記載が不明確であり、意思表示が確認できない入札

- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 虚偽の記載がある入札
- (8) 1つの入札について同一の者がした2以上の入札
- (9) 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札
- (10) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札
- (11) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者が提出した入札
- (12) 予定価格を上回る価格を提示した入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

5 落札者の決定基準 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、別に公表する落札者決定基準に基づき、事業者選定委員会による提案内容の審査と入札金額を総合的に評価し、落札者を決定する。

6 落札者の決定通知 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和5年3月下旬までに決定通知を行う。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除する。

イ 契約保証金 事業契約約款に基づくものとする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約の締結 本市は、基本協定に定めるところにより、SPCとの間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた事業契約（仮契約）を締結し、富山市議会の議決を経た後に事業契約（本契約）を締結する。事業者たるSPCは、当該事業契約に基づいて本事業を実施するものとする。

(5) その他 詳細は、入札説明書による。